

主にご意見をいただきたい内容
(ガイドライン (案))

全体構成

第1章 総論

- 1. 1 背景と目的
- 1. 2 下水疫学調査の意義と目的【論点1】
- 1. 3 本ガイドラインの位置付け
 - 1. 3. 2 適用範囲
 - 1. 3. 3 実施主体【論点2】
 - 1. 3. 4 関連機関の役割分担【論点3】
- 1. 4 用語の解説

第2章 下水モニタリング

- 2. 1 対象施設の設定
- 2. 3 サンプルング方法
- 2. 4 サンプルング頻度
- 2. 5 サンプルの保管・輸送

第3章 下水分析方法

第4章 下水分析データの活用方法【論点4】

【論点1】 第1章総論 1.2 下水疫学調査の意義と目的

①感染動向の早期探知

- 下水中の新型コロナウイルス情報を速やかに検査報告できれば、早期に市中の感染症の動向を把握できる可能性

②無症状感染者を含む処理区内の流行状況のモニタリング

- 下水中へのコロナウイルスRNAの存在量により、感染の流行状況の動向を把握できる可能性（感染症対策の強化策や緩和策などの政策決定に貢献できる可能性）

③地域住民への流行情報提供

- 下水中の新型コロナウイルス情報をいち早く地域住民へ知らせることにより地域住民の自発的な行動抑制による感染対策の促進

④排水区を限定した調査による対象地域の感染状況の多寡の把握

- 処理区域内のマンホールやポンプ場における採水などの排水区域を限定した下水調査を行い、感染状況を把握することで、地域を限定した具体的な注意喚起ができる可能性（他エリアからの流入水による希釈の影響、適切なサンプリング手法の開発が必要）

【前回委員会資料からの修正内容】

- 「新規感染者の早期検出」と「下水道維持管理への活用」を削除
- 「地域住民への流行情報提供」を追加

本編P. 3 実施主体

国内の一部の自治体において、下水疫学調査の調査検討を独自に進めている事例が見受けられるが、調査検討の実施主体は、下水道部局の協力のもと、保健衛生部局や知事部局、政策企画部局などの関係部局が参画するなど、地域に応じて様々であり、**本ガイドラインに示す下水疫学調査の実施主体については、当該自治体の実情を踏まえ、庁内で十分に合意形成を図り、関係部局が適切な役割分担のもと実施する事が望ましい。**

【記載の方向性】

実施主体については、下水道部局や保健衛生部局のどちらが主ということには言及せず、当該自治体の実情を踏まえ、適切な役割分担のもと実施する趣旨。

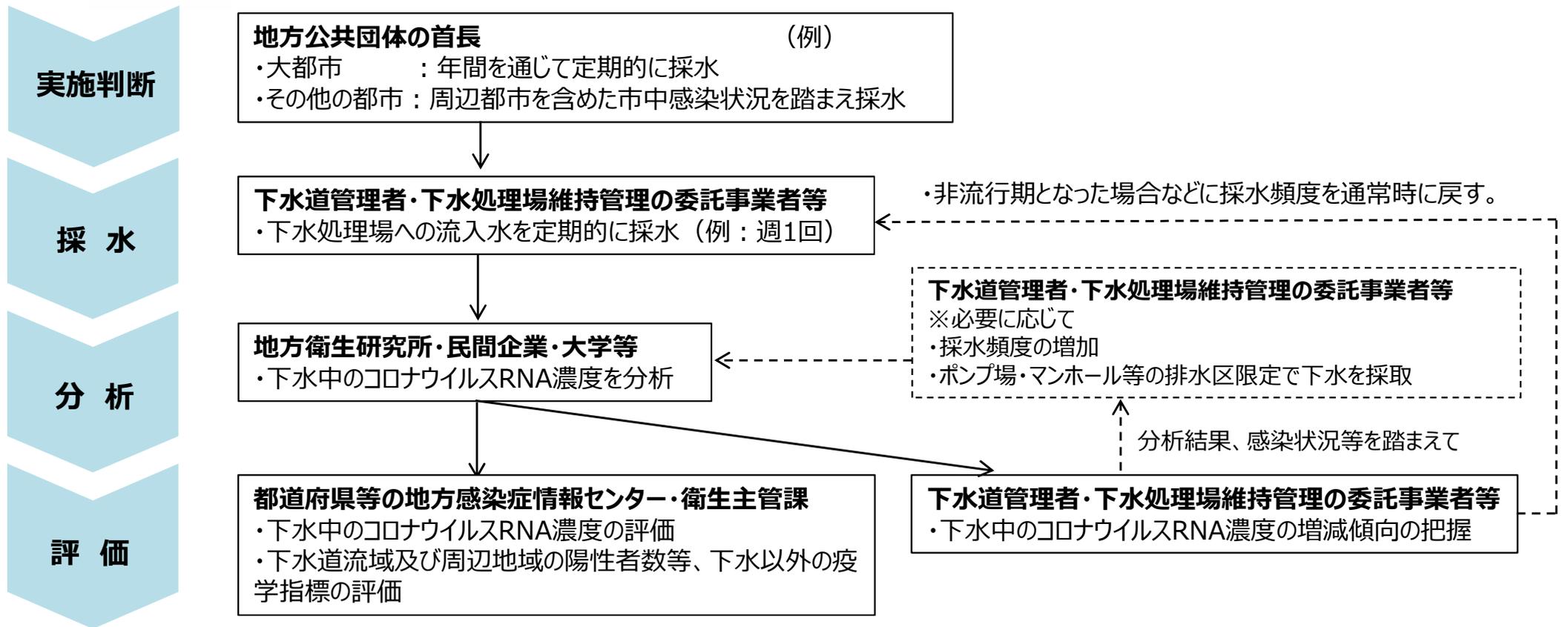
【論点3】 第1章 総論 1.3.4 関連機関の役割分担

目的	下水モニタリング対象エリア	採水箇所	実施者 及び 作業者			
			実施判断(例)	下水採水	下水中の新型コロナウイルスRNA分析	分析結果の評価
感染動向の早期探知 無症状感染者を含む処理区内の流行状況のモニタリング 地域住民への流行情報提供	処理区全体	下水処理場	都道府県知事 (市町村長の意向を踏まえて) または 市町村長 当該自治体の首長	各実施者(例) ・下水採水： 下水道管理者、 下水処理場維持管理の委託事業者等 ・下水中の新型コロナウイルスRNA分析： 地方衛生研究所、民間企業、大学等 ・分析結果の評価： 都道府県等の地方感染症情報センター、 衛生主管課		
対象地域内感染者の多寡の把握	排水区	ポンプ場 マンホール				

【前回委員会資料からの修正内容】

- ・「下水疫学調査の意義と目的」の項目と整合
- ・「感染拡大対策の実施」の列を削除

【論点3】 下水モニタリングの実施フロー（イメージ）



【前回委員会資料からの修正内容】

- ・「対策の実施」を削除
- ・採水頻度の増加のタイミングについて、新型コロナウイルスRNAが検知された際ではなく、「分析結果、感染状況等を踏まえて」に修正

【論点4】 下水分析データの活用方法

4.1 下水中の新型コロナウイルスRNA濃度をもとにした感染動向のトレンド分析

調査実施主体は、新型コロナウイルスRNA濃度の分析結果より、流入下水中の新型コロナウイルスRNA濃度及び人口10万人あたりの新規感染者数を経時的に並べ、トレンド分析を行う。

4.2 採水頻度を通常時の頻度に戻す際の判断材料

- ・ 例えば、検出下限値未満の結果が継続している場合や定量下限値未満のデータで陽性率が低い場合などが挙げられる。
- ・ 採水頻度をどの程度にするかについては、下水疫学調査を実施する自治体の財政事情や採水、分析に伴うリソース、どの程度の量の分析結果を得たいかなどにもよるため、各実施主体において判断されたい。